3　復興庁は、第二十六条第二項及び前二項に規定する帳簿のほか、東日本大震災復興特別会計全体の歳入及び歳出について令第百三十条の規定により歳入簿及び歳出簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

4　復興庁は、支払元受高総括簿を備え、東日本大震災復興特別会計全体の歳出に係る支払元受高、所管機関への配分額その他所要の事項を登記しなければならない。

第三十一条中「第四項」の下に「、第二十九条の二第二項及び第四項」を加える。

第三十四条第四項中「書類は経済産業大臣が」の下に「、東日本大震災復興特別会計に関する第一項及び前項の書類は復興大臣が」を加え、「、経済産業大臣が」を「経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項及び前項の書類の調製は復興大臣が、それぞれ」に改める。

第三十六条第三項中「情報は経済産業大臣が」の下に「、東日本大震災復興特別会計に関する第一項の情報は復興大臣が」を加え、「、経済産業大臣が」を「経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項の情報の調製は復興大臣が、それぞれ」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第十五節　東日本大震災復興特別会計

（歳入歳出予定計算書等の内容の特例）

第九十一条　第八条第一項の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予定計算書は、歳入にあっては、その性質に従ってその金額を款及び項に区分し、更に、各項の金額を各目に区分し、見積りの理由及び計算の基づくところを示し、歳出にあっては、部局等ごとに歳出の金額を分ち、部局等のうちにおいては、これを事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

2　第八条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計の繰越明許費要求書は、繰越明許費について、歳出予算に定める部局等ごとの区分に従い、事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、繰越しを必要とする経費の項の名称を示さなければならない。

3　第八条第三項の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計の国庫債務負担行為要求書は、国庫債務負担行為について部局等ごとの区分を設け、更に事項ごとにその必要な理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、必要に応じてこれに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

（東日本大震災復興特別会計の所掌区分等）

第九十二条　東日本大震災復興特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一　法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に関する事務　当該復興事業を所管する所管大臣

二　復興特別所得税及び復興特別法人税の収入の受入れ、法第二百二十七条の規定による一般会計からの繰入れ並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第四項の規定により発行する公債に係る収入の受入れに関する事務　財務大臣

三　法第十一条の規定による余裕金の預託その他東日本大震災復興特別会計に属する現金の受入れ又は支払及び同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関する事務　内閣総理大臣

四　前三号に掲げる事務以外の事務　各所管大臣

2　内閣総理大臣は、前項第三号の事務を行うに当たっては、東日本大震災復興特別会計の所管大臣が協議して定めるところにより行うものとする。

（事務の委任）

第九十三条　法第二百二十三条第二項に規定する東日本大震災復興特別会計全体の計算整理に関する事務は、内閣総理大臣が復興大臣に命じて行わせるものとする。

附則第八十三条の次に次の一条を加える。

（国営土地改良事業経過勘定から東日本大震災復興特別会計への繰入れ）

第八十三条の二　法附則第二百三十一条第十三項の規定による繰入れは、工事別の区分に従って繰り入れるものとする。

附則第八十九条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災復興特別会計における権利義務の帰属等に関する経過措置）

第八十九条の二　特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十五号）附則第三条の規定により東日本大震災復興特別会計に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、所管大臣が財務大臣に協議して定める。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第二条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三　平成二十三年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額から、第一号、第五号及び第六号に掲げる額の合計額が第二号から第四号までに掲げる額の合計額を上回る場合における当該上回る額を控除して計算する。

一　平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）（次号及び第三号において「平成二十三年度第三次補正予算」という。）に復興費用（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。次号及び第三号において「復興財源確保法」という。）第六十九条第一項に規定する復興費用をいう。）として計上された額（第四号において「平成二十三年度復興費用予算額」という。）

二　平成二十三年度第三次補正予算に復興財源確保法第七十二条第四項に規定する国会の議決を経た範囲に属する収入として計上された額（第五号において「平成二十三年度復興税外収入予算額」という。）

三　平成二十三年度第三次補正予算に復興財源確保法第七十条に規定する復興債の発行収入金として計上された額（第六号において「平成二十三年度復興債収入金予算額」という。）

四　平成二十三年度復興費用予算額に係る支出済歳出額及び翌年度繰越額の合計額

五　平成二十三年度復興税外収入予算額に係る収納済歳入額

六　平成二十三年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

（国有財産法施行令の一部改正）

第三条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十三　東日本大震災復興特別会計

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令の一部改正）

第四条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令（昭和二十五年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「一般会計又は」を「一般会計、」に、「の歳入」を「又は東日本大震災復興特別会計の歳入」に、「又は第三項」を「から第四項まで」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第五条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十八　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十九条第一項、第三項、第四項若しくは第八項、第二十三条第一項、第二項若しくは第四項から第六項まで、第五十六条第一項又は第五十九条第一項の規定による還付金